

令和4年1月1日

お客さま各位

小浜信用金庫

**残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける「届出印鑑不要」の取扱い
ならびに預金規定の改定について**

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、個人(個人事業主含む)のお客さまを対象に、残高1万円未満の預金口座に対する解約手続きにおいて、届出印の押印がなくても運転免許証等の顔写真付本人確認書類のご提示により手続きを可能とする取扱いを開始いたします。

また、取扱い開始に併せて下記のとおり預金規定を改定いたします。

記

1. お取扱いについて

(1) 対象となるお客さま

個人(個人事業主含む)のお客さま

(2) 対象となる預金口座

- ① 普通預金(無利息型普通預金含む)
- ② 貯蓄預金
- ③ 納税準備預金

(3) 対象となる条件

口座残高1万円未満

(4) お持ちいただくもの

- ① 該当預金通帳
- ② 運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付本人確認書類

2. 取扱開始日

令和4年1月4日(火)

3. 改定する預金規定

[流動性預金共通規定](#)

以上

流動性預金共通規定 新旧対照表

(令和4年1月4日改定)

変更後	変更前
<p>1.～2. <省略></p> <p>3. (印鑑照合等)</p> <p><u>(1) 証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(2) 前項に定める届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払出請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意を持って確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><以下、省略></p> <p style="text-align: right;"><u>(2022年1月4日現在)</u></p>	<p>1.～2. <省略></p> <p>3. (印鑑照合等)</p> <p>証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><追加></p> <p><以下、省略></p> <p style="text-align: right;"><u>(2020年11月2日現在)</u></p>